

答申個第48号

平成28年3月24日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

#### 記

異議申立人宛文書の不存在による非開示決定事案4件

- (1) 平成27年2月20日付け行コ第15号（諮問個第53号）
- (2) 平成27年4月10日付け行コ第1号（諮問個第71号）
- (3) 平成27年4月10日付け西地第9号（諮問個第75号）
- (4) 平成27年4月10日付け西地第12号（諮問個第77号）

## 1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定は妥当である。

## 2 審査会における審議の方法

別表1に示す4件の異議申立ては、いずれも、異議申立人が平成24年11月18日付け文書と文書の日付を特定した上で個人情報開示請求を行い、実施機関が作成又は取得していないとして行った不存在による非開示決定に係るものであるため、当審査会において、これらを併合して審議した。

## 3 異議申立ての経過

本件4件の異議申立ての経過は、別表1のとおりである。

## 4 異議申立ての趣旨

本件各異議申立ての趣旨は、本件各処分をの取消しを求めるというものである。

## 5 実施機関の主張

不存在による非開示決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

### (1) 本件請求について

平成25年11月18日付けの実施機関の行財政局コンプライアンス推進室（以下「コンプライアンス推進室」という。）及び西京区役所地域力推進室（以下「地域力推進室」という。）が異議申立人宛に連名で出した文書（以下「本件公文書」という。）は、西京区役所職員の発言の一部を取り消し、謝罪するなどの内容になっている。

本件請求は、平成25年11月18日付け文書とした上で「嘘を前提に以後の文章をこじつけた」や「ねつ造」といった異議申立人の主観的評価を加えて請求しているものである。

### (2) 本件請求に係る文書を不存在による非開示としている理由について

ア 実施機関は、異議申立人の請求内容の趣旨（「嘘を前提に以後の文章をこじつけた」や「ねつ造」等）で作成した平成25年11月18日付けの文書を作成又は取得していないた

め、本件請求に係る文書を保有していない。

イ コンプライアンス推進室では、以下の表のとおり、本件公文書について、異議申立人から繰り返し個人情報開示請求を受けており、全部開示している。

請求日	通知日	開示日
平成26年 5月14日	平成26年 5月28日	平成26年 6月 4日
平成26年10月17日	平成26年11月 7日	平成26年11月19日及び 平成27年 1月 7日
平成26年10月21日	平成26年11月11日	平成26年11月19日及び 平成27年 1月 7日
平成26年11月12日	平成26年11月28日	平成26年12月 3日
平成26年11月26日	平成26年12月16日	平成27年 2月 4日
平成26年12月 8日	平成26年12月26日	平成27年 2月 4日

本件各請求は、当該文書に対する異議申立人の主観的評価（嘘を前提に以後の文章をこじつけた、ねつ造された等）を実施機関に認めさせるためのものであると言わざるを得ず、権利の濫用に当たるものである。

## 6 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

### (1) 諮問個第53号について

関係した職員すべてが私の要求通り「全面的に撤回」して心から謝罪してる文書だと明言している。

証拠になる文書を発見した。H25/9 コンプラ宛文書です。法務局で条件付を謝罪したのに市民は「水に流す」約束を破ったと猛烈に非難している。

だからH25/11/18付文書をください。非を認め暴言を謝ったと言うのです。

### (2) 諮問個第71号及び第75号について

ねつ造を見解として作成した25.11.18文書を求めた。同見解は「訂正を求めた」前提になっているが、私は「再製の相談（促した）」に行ったことが分る西京区作成の文書を持っている。

完全なねつ造文書です。「ねつ造されているかどうか」を認めてほしいのではありません。したがって、開示義務があるのに開示しないという不正行為がある。

### (3) 諮問個第77号について

25.11.18京都市見解は虚偽文書なのでください。

コンプラが何回開示してもコンプラの自由で、私は地域力推進室に情報開示を求めた。

## 7 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件公文書について

本件各請求において、異議申立人は平成25年11月18日と日付を指定しており、その日付は本件公文書に対応している。異議申立人は上記5(2)のとおり繰り返し開示を受けていると認められる。以上の状況から見て、異議申立人は、元々異議申立人に送付された文書で、その後個人情報開示請求によって実施機関から繰り返し開示を受けている本件公文書に、「虚」や「ねつ造」といった「修飾語」を付けて、再度当該文書の開示を請求しているものと認められる。

### (2) 本件処分について

当審査会は、平成27年3月23日付け答申個第26号において、異議申立人が平成25年度以後多数の個人情報開示請求及び異議申立てを繰り返しており、その中には、実施機関から既に開示を受けた文書や実施機関から受領した文書について、「修飾語」を付けたうえで、あるいは「修飾語」を付けず、何度も繰り返し請求を行っている例が多数見受けられるとしたうえで、異議申立人の「修飾語」は、文書の特定にとって必要な文書内容を説明するためのものではなく、請求する公文書を日付等で特定したうえで、異議申立人の当該文書に対する主観的評価を加えているものであり、実施機関に開示決定を行わせることで、当該文書が異議申立人の主観的評価である「修飾語」に該当する文書であると認めさせたいというものであると推認でき、異議申立人の主張を実施機関に認めさせることを目的としていると言わざるを得ないと判断した。

実施機関は、本件各請求以前に、異議申立人からの個人情報開示請求に対し、本件公文書を複数回開示していることが認められる。

本件各請求は、いずれも、平成25年11月18日付け文書と日付を特定したうえで、異議申立人の主張する様々な「修飾語」を付して請求を繰り返しているものであり、上記答申個第26号で判断した請求と同様に、個人情報開示請求権の趣旨から著しく乖離するものであるため、権利の濫用に当たり、実施機関は対象公文書を開示する義務はなく、結果として本件各処分は妥当なものであると認められる。

### (3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### (参 考)

##### 1 審議の経過

別表2のとおり

##### 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）

別表 1

諮問番号		
個第53号	請求日	平成26年11月21日
	請求内容	H25/11/18付京都市の見解文書についての補足説明があった。 ①法律用語の理解不足で訂正と再製を正しく使わなかったと言いつつ、 又見解に「推察いたします」と推察文を書いたと自白した。嘘を前提に以後の文章を「こじつけた」 ②見解に「私が除籍の訂正を求めたと」明記した事を上記①の理由により撤回した又改めて謝罪もした つきましては上記①②の趣旨で書いたという京都市の見解
	請求先所属	行財政局コンプライアンス推進室
	処分通知日	平成26年12月4日
	異議申立日	平成27年1月22日
個第71号	請求日	平成27年1月7日
	請求内容	京都市は捏造の捏造を見解として文書を作成した。H25/11/18付文書市長名の回答と食い違いのある①経過報告がコンプラなのに偽証してある箇所、②コンプラなのに既にある文書すら検証せずに（いわば推察の）見解を作成した箇所を情報公開してほしい。
	請求先所属	行財政局コンプライアンス推進室
	処分通知日	平成27年1月23日
個第75号	請求日	平成27年1月7日
	請求内容	諮問個第71号と同じ
	請求先所属	西京区役所地域力推進室
	処分通知日	平成27年1月21日
個第77号	請求日	平成27年2月2日
	請求内容	H25/11/18付け捏造文書
	請求先所属	西京区役所地域力推進室
	処分通知日	平成27年2月12日
	異議申立日	平成27年3月9日

※ 諮問個第71号と第75号は、1通の個人情報開示請求書において複数の所属に開示請求が出され、それぞれの所属において不存在による非開示決定が行われたものに対して、別々に異議申立てが出されたものである。

別表 2

	諮問番号	年月日等
諮問	個第53号	平成27年2月20日
	個第71号, 75号, 77号	平成27年4月10日
理由説明書	個第53号	平成27年3月20日
	個第71号, 75号, 77号	平成27年5月8日
意見書	個第75号, 77号	平成27年6月10日
実施機関の職員 の理由説明	個第53号, 71号	平成27年5月20日 (平成27年度第3回会議)
	個第75号, 77号	審査会が必要がないと認め実施しなかった
審議	個第53号, 71号	平成27年6月17日 (平成27年度第4回会議)
	個第53, 71号, 75号, 77号	平成28年2月26日 (平成27年度第11回会議)
		平成28年3月24日 (平成27年度第12回会議)

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。また、諮問個第53号及び第71号については、異議申立人から意見書の提出はなかった。